

道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第16号

道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

道路占用料徴収条例施行規則（昭和46年岩手県規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(占用料の特例)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 次に掲げる占有物件に係る占有料は、徴収しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）</u> <u>第35条に規定する事業（政令第18条に規定するものを除く。）</u> <u>及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係る物件</u></p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>法第2条第2項に規定する道路の附属物を無償で添加している電柱及び電話柱</u></p> <p>(7)～(21) [略]</p> <p>(占用料の徴収方法)</p> <p>第3条 占有料は、<u>法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により同意した占有の期間に係る分を、当該占有の許可をし、又は同意した際に納入通知書により一括して徴収するものとする。</u>ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占有料は、毎年度、当該年度分を徴収するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第2条第3項に規定する電線共同溝に係る占有料は、<u>同法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は同法第21条の規定により協議が成立した占有することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合（以下「工事開始日が許可等の日と異なる場合」という。）には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）に係る分を、当該許可をし、又は当該協議が成立した際（工事開始日が許可等の日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した際）に納入通知書により一括して徴収するものとする。</u>ただし、当該占有することができる期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年</p>	<p>(占用料の特例)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 次に掲げる占有物件に係る占有料は、徴収しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業に係る物件</p> <p>(3)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）</u> <u>第2条第2項に規定する道路の附属物を無償で添加している電柱及び電話柱</u></p> <p>(7)～(21) [略]</p> <p>(占用料の徴収方法)</p> <p>第3条 占有料は、<u>法第32条第1項又は第3項の規定により許可をした占有の期間に係る分を、当該占有の許可をした際に納入通知書により一括して徴収するものとする。</u>ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占有料は、毎年度、当該年度分を徴収するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第2条第3項に規定する電線共同溝に係る占有料は、<u>同法第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定により許可をした占有することができる期間（当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合（以下「工事開始日が許可の日と異なる場合」という。）には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）に係る分を、当該許可をした際（工事開始日が許可の日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した際）に納入通知書により一括して徴収するものとする。</u>ただし、当該占有することができる期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年</p>

度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を徴収するものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。